



近年、環境問題のひとつとして、地球温暖化が問題になっています。地球温暖化は、深刻な気候変動をもたらし、人間を含む地球上のあらゆる生命を危機にさらすことが予想されます。

人間の生産活動が活発になればなるほど、温暖化の原因と言われる二酸化炭素などの温室効果ガスが増えていきます。

地球規模の問題に、「何ができるのか?」と首をかしげる前に、「何かできることがあるはず!」と取り組むことが重要ではないでしょうか。一人ひとりの心がけが二酸化炭素排出削減に結びつくはずですよ。

今回は、市内で取り組まれている環境保護活動を紹介しします。

平成19年度わたしがつくった
マイバッグ環境大臣賞受賞



環境省では、ゴミとなるレジ袋の使用を控えるため、マイバッグ運動を推進しています。

このたび、きすき女性ネットワークひまわり会の出雲淳子さんが、消費者部門の奨励賞を受賞されました。おめでとうございします。

地球温暖化防止パネル展

地球温暖化防止パネル展を次のとおり行います。地球温暖化がなぜ問題になっているのか、今自分にできることは何か等を考える機会として、ぜひご覧ください。

日程 12月17日～12月25日
場所 チェリヴァーホールロビー

環境基本計画の策定

10月16日に第1回環境基本計画策定委員会を開催しました。今後の雲南市における環境のあり方について、15名の策定委員と検討および策定を行っていきます。また、策定にあわせ10月19日に雲南市環境審議会へ諮問を行いました。今後策定作業を進め、今年度中に答申をいただく予定にしています。

「みんなが主役 省エネでつくる環境のまち」

環境対策課 ☎0854-40-1033

★省エネで地球温暖化防止

寒いこの季節には衣類で省エネを実践してみませんか?床下暖房が無くても靴下を履けば0.6度、さらにスリッパを履くと0.6度、体感温度が上昇します。上着も一枚羽織ると約2度上昇するため、エアコンやストーブの設定温度を低く抑えることができます。ひとりひとりができることから省エネに取り組んでみてください。

雲南市はISO14001による 環境マネジメントシステムの認証取得に取り組んでいます

当市が環境マネジメントシステムに取り組むにあたって、市役所が一事業者として地球全体の環境保全、保護のために実施することについての方針を定めた「環境方針」は次のとおりです。

- (基本理念)
雲南市は、一箇所からとしては全国一の39個の銅鐸が出土した「加茂岩倉遺跡」をはじめ、弥生時代、古墳時代、近世の「菅谷たたら」の鉄の歴史など、豊かな自然と歴史的文化遺産に恵まれたところです。
依然として人類の経済活動が増大し、地球温暖化、オゾン層破壊、環境汚染等が悪化し続けています。私たちは、人為的な環境破壊が動植物の種の絶滅や食料不足を招き、人類の脅威が飛躍的に増加している状況を深く認識しなければなりません。
雲南市は、合併前の加茂町から引き継いでいるISO14001の認証を市本庁舎に拡大し、まちづくりの大きな柱の一つとして取り組みを行うことにより、地域の先導的な役割を果たすとともに、市全体への啓発と次世代に豊かな文化遺産とともに豊かな自然を残す活動を進めます。
- (基本方針)
雲南市は、『生命と神話が息づく新しい日本のふるさとづくり』を基本理念とした、「雲南市総合計画」を策定しました。まちづくりの将来目標を「環境に配慮した安全・快適な生活環境づくり」とし、循環型社会の構築をめざしISO14001の認証取得に取り組むこととしています。私たち一人ひとりが環境問題に目を向け、地球温暖化やオゾン層の破壊をもたらす原因物質排出の抑制、森林資源枯渇防止や環境保護のための次の実践活動に取り組めます。
(1)環境保全、省エネルギー、省資源などに優れた設備、資材等の積極的な導入を図り、地球温暖化及び汚染物質の原因物質の排出を最小限にとどめるなど、常に環境への影響に配慮しつつ事務、事業を推進するとともに、地域住民への啓発や普及に努めます。
(2)雲南市本庁舎及び総合センター庁舎等の省エネルギー、省資源及びリサイクルを積極的に推進し、職員一人ひとりが率先して環境問題に取り組めます。
(3)環境関連法令を遵守するとともに、継続的な環境問題への取り組みから、事務、事業の改善に取り組めます。
(4)環境マネジメントに対する組織、運営体制を整備し責任の所在を明確にし、環境保全及び改善に努めます。
(5)公務員としての役割を認識し、環境保全意識の一層の向上を図るため教育、訓練を徹底し、実践をとおして終始地域住民の規範となるよう努めます。
(6)環境方針に限らず、雲南市が保有する環境に関する情報は、公表します。
(7)市役所内外からの意見、提案を積極的に受け入れて事務、事業に反映します。

平成19年4月1日

環境管理統括者 雲南市長 速水雄一

当市は、平成19年度中のISO14001環境マネジメントシステム認証取得をめざしています。

「環境マネジメントシステム」事業者が経営方針の中に環境に関する方針や目標などを設定し、これらの達成に向けて取り組んでいくことを「環境マネジメント」または「環境管理」といいます。この取り組みを進めるための工場や事業所内の体制・手続などを策定・実施・運用するための、一連の責任、実務、手順、プロセスおよび経営資源が「環境マネジメントシステム」です。英語ではEMS (Environmental Management System) といいます。
スイスのジュネーブに本拠地を置く国際標準化機構の略号
環境マネジメントシステムの構築に関する要件等を定めた規格。このほかに品質に関する「9000」シリーズが有名。
国際標準規格について外部の審査を経て証明を受け、規格が満たされていることを認証といいます。環境マネジメントシステムの認証取得とは環境に優しい取り組みがその組織で継続的に意識的に取り組まれていることを証明するものです。認証は3年間有効ですが、毎年、外部の審査を受け規格を満たしていることを証明しなくてはなりません。

用語解説



下水道使用料を改定します

雲南市の下水道使用料は、これまで旧町村で定められた使用料体系で請求を行なってきました。このたび市では、「雲南市下水道使用料審議会」の答申を尊重し、異なっている下水道使用料を統一料金とする条例の改正を平成19年9月議会に上程し、可決されました。平成20年5月分から適用となります。主な改正点は次のとおりです。

(1) 水道水のみを使用する場合

水道水のみを使用する場合は、使用水量をもとにした従量制となります。

(2) 水道水以外の水のみを使用する場合

1ヶ月に1人が使用する平均水量をもとに、住民基本台帳の人数に応じた従量制となります。ただし、世帯分離されている場合は、合算した人数となります。また、事業所等については、従業員数、使用の状況等により、使用水量を認定します。

4人家族であれば、24m³使う計算となります。

家族数	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	n人
水道水以外の水のみ	6m ³	12m ³	18m ³	24m ³	30m ³	36m ³	42m ³	n×6m ³

(3) 水道水以外の水と水道水を併用する場合

1ヶ月に1人が使用する平均水量をもとに、住民基本台帳の人数に応じた水量と、水道使用水量を合算した従量制となります。ただし、世帯分離されている場合は、合算した人数となります。また、事業所等については、従業員数、使用の状況等により、使用水量を認定します。

4人家族であれば、12m³と、水道水量を合計した計算となります。

家族数	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	n人
水道水以外の水と水道併用	3m ³	6m ³	9m ³	12m ³	15m ³	18m ³	21m ³	n×3m ³
+ 水道の使用水量								

※水道水以外の水とは自家水（井戸水、山水等）を指します。

●水道の検針にあわせて下水道使用料の計算を行ないます。

これに伴い水道使用量検針の際の「お知らせ票」に下水道使用料等も記載されます。

●振替済通知は廃止します。

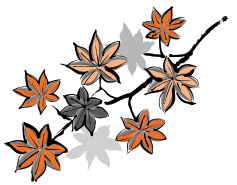
下水道使用料は、これまで「下水道使用料通知書兼口座振替納付明細書兼口座振替済通知書」を発送していましたが、これを廃止します。よって、「お知らせ票」をご覧ください。

口座振替済通知書が必要な方にはお送りしますので、ご連絡ください。

●水道水を使用している場合で、営業等で下水道に排水しない多量の水道水をお使いの場合はご相談ください。なお、洗車、水やり、菜園等少量の場合は料金の対象となります。

●下水道使用料の単価表

区分	汚水の量	使用料(消費税込)
基本料金	8m ³ までの分	966円
超過料金 (1m ³ につき)	8m ³ を超え 20m ³ までの分	136.5円
	20m ³ を超え 50m ³ までの分	189円
	50m ³ を超える分	241.5円



●下水道使用料早見表（1ヶ月あたり）

(単位：円)

水量(m ³)	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9
0	966	966	966	966	966	966	966	966	966	1,102
10	1,239	1,375	1,512	1,648	1,785	1,921	2,058	2,194	2,331	2,467
20	2,604	2,793	2,982	3,171	3,360	3,549	3,738	3,927	4,116	4,305
30	4,494	4,683	4,872	5,061	5,250	5,439	5,628	5,817	6,006	6,195
40	6,384	6,573	6,762	6,951	7,140	7,329	7,518	7,707	7,896	8,085
50	8,274	8,515	8,757	8,998	9,240	9,481	9,723	9,964	10,206	10,447
60	10,689	10,930	11,172	11,413	11,655	11,896	12,138	12,379	12,621	12,862
70	13,104	13,345	13,587	13,828	14,070	14,311	14,553	14,794	15,036	15,277
80	15,519	15,760	16,002	16,243	16,485	16,726	16,968	17,209	17,451	17,692
90	17,934	18,175	18,417	18,658	18,900	19,141	19,383	19,624	19,866	20,107
100	20,349	20,590	20,832	21,073	21,315	21,556	21,798	22,039	22,281	22,522

(例) 1ヶ月で22m³を使用したとすると、縦の水量20と横の水量2の交わる欄の2,982円が1ヶ月あたりの料金となります。

上記を超える水量については、お問い合わせください。

【問い合わせ】建設部下水道課 ☎0854-42-3471／大東総合センター事業管理課 ☎0854-43-8166／加茂総合センター事業管理課 ☎0854-49-8603／木次総合センター事業管理課 ☎0854-40-1082／三刀屋総合センター事業管理課 ☎0854-45-2113
吉田総合センター事業管理課 ☎0854-74-0213／掛合総合センター事業管理課 ☎0854-62-0302

